

さとうきび経営者の皆様へ

近年、台風などの自然災害が多発しています。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である農業保険（収入保険、さとうきび共済）に加入しましょう！

収入保険では掛金の50%（積立金は75%）を、さとうきび共済では掛金の55%を国が負担します。

青色申告を行っている方は、
収入保険の加入をお勧めします！

青色申告を行っていない方は
さとうきび共済に加入しましょう！

<収入保険>

①自然災害はもちろん、価格低下も含め、さとうきびを含んだ全ての農産物の販売収入の減少を広く補償します。

⇒病気やケガで収穫できない場合や、収穫後の保管中に事故が生じた場合等も補償します。



病気・ケガ



価格低下



自然災害

②保険料率はさとうきび共済（平均2.9%）よりも安く1.08%（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険のように保険金を受け取らなければ、毎年保険料率が下がっていくので早期の加入がお得です。

③保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に補てんします。

<さとうきび共済>

①自然災害等による収穫量の減少を補償します。

※糖度の低下も減収量に換算して補償します。



自然災害



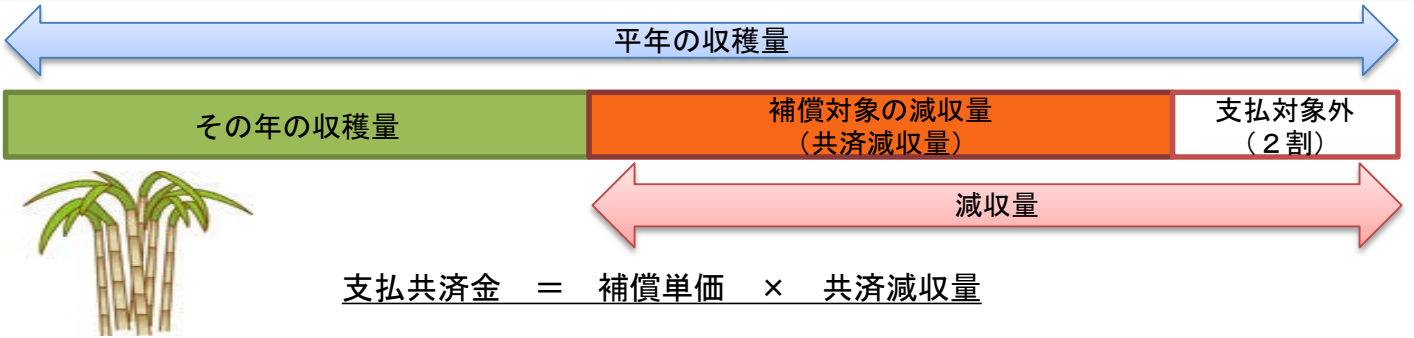
※さとうきび共済に加入している者が、収入保険に切り替える際は、さとうきび共済の掛金が全額返還されます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

さとうきび共済の概要

補償内容

さとうきび共済は、自然災害により農家ごとの収穫量が平年の収穫量より2割以上減収した場合に、補償の対象となる減収量（共済減収量）に、補償単価を乗じて算出した共済金が支払われます。



※ 補償の対象となる減収量の算出に当たっては、農家ごとの基準糖度に対し糖度低下が見受けられれば減収量として換算。

試算例(10a当たり、全相殺方式の場合)

補償期間

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫期

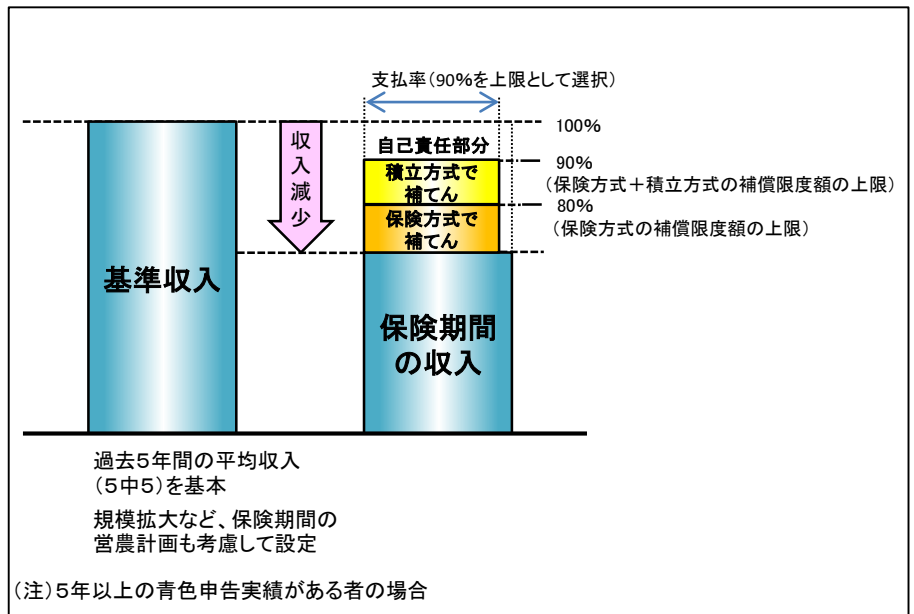
農業者が用意すべきお金		支払われる共済金
2,325円	収穫量が50%減少した場合	3.0万円
	収穫量が皆無になった場合	7.9万円

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

＜収入保険の補てん方式＞

対象者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てん



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金	補てん金額				
＜加入1年目＞					
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（掛捨て） 7.8万円 ・積立金（掛捨てではない） 22.5万円 ・事務費 2.2万円 合計 32.5万円 	収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）
	20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
	30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
	50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
	100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。